

見舞金の給付基準

1 級	死亡の場合	300,000円	
		入院治療	通院治療
2 級	1 年以上治療を要する傷害	200,000円	100,000円
3 級	6 ヶ月以上 1 年未満治療を要する傷害	150,000円	80,000円
4 級	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満治療を要する傷害	100,000円	50,000円
5 級	2 ヶ月以上 3 ヶ月未満治療を要する傷害	50,000円	30,000円
6 級	1 ヶ月以上 2 ヶ月未満治療を要する傷害	30,000円	15,000円
7 級	3 週間以上 1 ヶ月未満治療を要する傷害	20,000円	10,000円
8 級	2 週間以上 3 週間未満治療を要する傷害	15,000円	8,000円
9 級	5 日以上 2 週間未満治療を要する傷害 (施設長の証明のみ)	10,000円	5,000円

※ 1 件の傷病について 1 回の給付とする。

※ 本給付基準 4 級以上（3 ヶ月以上）の該当者で、通常の登園、または、職員で通常の勤務に服している場合は、上記の規定にかかわらず 5 級で給付を打ち切る。（令和 2 年 4 月 1 日改定）

※ 1 級（様式第 1 号を使用）

※ 2 級～ 8 級（様式第 2 号・様式第 3 号を使用）

※ 9 級（様式第 2 号を使用）

※ 期間算定は、災害発生日からとする。

自然災害による被害	100,000円
-----------	----------

※ 「自然災害による被害」（様式第 4 号を使用）